

廿日市市男性育児休業取得促進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内企業における男性の育児休業取得及び仕事と家庭を両立しやすい職場環境整備を促進するため、市内企業に勤務する男性労働者が育児休業を取得した場合に、事業者に対し、予算の範囲内において廿日市市男性育児休業取得促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、廿日市市補助金等交付規則（平成5年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「育児休業」とは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。）第2条第1号に規定する育児休業（出生時育児休業を含む。）並びに第5条第3項及び第4項に規定する育児休業をいう。

(対象事業者)

第3条 奨励金の対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、第5条において定める交付申請日時点において、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者等で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に事業所を有すること。
- (2) 雇用保険適用事業所の事業者であること。
- (3) 「はつかいち子育て応援宣言企業」に登録していること。
- (4) 就業規則等に育児休業制度の規定を設けていること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 国又は法人税法別表第一に掲げる公共法人

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者

ウ 政治団体

エ 宗教上の組織又は団体

オ 廿日市市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号、第2号及び第3号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当する者又はこれらの者と密接な関係を有する者

（6）市税を滞納していないこと。

（7）次に掲げる要件の全てに該当する男性労働者（以下「対象労働者」という。）を雇用していること。

ア 雇用保険の被保険者であること。

イ 市内事業所に勤務していること。

ウ 通算14日以上又は通算1か月以上の育児休業を取得し、4月1日以降に復帰していること。

（奨励金の額）

第4条 奨励金の額は別表のとおりとする。

2 同一の対象労働者に係る交付は、一人の子につき1回を限度とする。

3 多胎児は一人の子とみなし、前項の規定を準用する。

4 同一の対象事業者に対する奨励金は、同一年度の交付額の累計が50万円に達するまで複数回できるものとする。

（交付の手續）

第5条 奨励金の交付を受けようとする対象事業者は、対象労働者が育児休業から復帰した日（以下「起算日」という。）の翌日から3か月以内、又は起算日の翌日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに廿日市市男性育児休業取得促進奨励金交付申請書兼実績報告書兼請求書（別記様式第1号。以下「交付申請書」という。）に別表に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、奨励金の交付を決定し、廿日市市男性育児休業取得促進奨励金交付決定兼額確定通知書（別記様式第2号）により、対象事業者へ通知するものとする。

2 市長は前項の審査の結果、奨励金の交付を不相当と認めるときは、廿日市市男性育児休業取得促進奨励金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、対象事業者に通知するものとする。

（申請の取り下げ）

第7条 対象事業者は、交付申請書が受理された後に申請を取り下げる場合は、遅延なく市長に廿日市市男性育児休業取得促進奨励金申請取下書（別記様式第4号）を提出しなければならない。

（交付決定の取り消し）

第8条 市長は、申請者が次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、廿日市市男性育児休業取得促進奨励金交付決定取消通知書（別記様式第5号）により、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）この要綱の規定に違反したとき。

（2）交付対象要件に該当しない事実が発覚したとき。

（3）交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

（4）その他不正の行為があると認められたとき。

（奨励金の返還）

第9条 市長は、奨励金の交付の決定を取り消した場合において、奨励金の当該取消しに係る部分に関し、すでに奨励金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第10条 対象事業者は、第8条の規定に基づく取り消しにより、奨励金の返還が命ぜられたときは、規則の定めに従い、加算金及び延滞金を納付しなければならない。

（帳簿の備付け）

第11条 対象事業者は、当事業に関する帳簿及び書類を備え、これを当該事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する市の会計年度の末日まで保存しておかなければならない。

（補足）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

別表（第４条、第５条関係）

対象となる取組	奨励金の額	添付書類
①通算１４日以上、１か月未満の育児休業取得	１０万円	(1) 本社又は事業所が市内に所在すること及び市内で営業していることが確認できる書類
②通算１ヶ月以上の育児休業取得	２０万円	・法人の場合：商業・法人登記簿本の写し ・個人事業者の場合：開業届の写し（税務署の受付印があるもの） (2) はつかいち子育て応援宣言企業登録証の写し (3) 就業規則等の写し (4) 当該奨励金の申請に係る誓約書 (5) 市税の「滞納がない証明書」（発行日から３ヶ月以内のもの） ただし、申請書で自社の課税資料、市税収納状況について市が確認することに同意する場合は提出不要 (6) 雇用保険被保険者証の写し (7) 育児休業の申請状

		況が確認できる書類 (8) 対象労働者に子がいることや子の出生日が確認できる書類（母子健康手帳、住民票、子の健康保険証の写し等） (9) 対象労働者の勤務場所や所定労働時間等が確認できる書類（労働条件通知書等） (10) 対象労働者の育児休業取得実績が確認できる書類（出勤簿、タイムカードの写し） (11) 廿日市市口座振替依頼書（未登録の場合） (12) その他市長が必要と認める書類
--	--	---